

【研究論文】

ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析
——言語計画論と言語選択の観点から——

Analyse sociolinguistique de la Charte de la
langue française :
du point de vue de la théorie de planification
linguistique et de choix des langues

矢頭典枝
YAZU Norie

Résumé

La Charte de la langue française a accordé exclusivement à la langue française un statut de la langue officielle de la province du Québec. Cet article traite des phénomènes linguistiques et l'influence sociale causés par la Charte de deux points de vue sociolinguistique.

D'abord, la structure et les caractéristiques de la Charte seront analysées dans le cadre de « plan de statut » et « plan de corpus », qui constituent la planification linguistique. En outre, je souligne qu'une grande influence sera exercée sur la société si la politique linguistique est appliquée aux domaines privés en plus de ceux publics, comme le cas du Québec. Cette situation sera comparée avec le cas de la politique des langues officielles au niveau fédéral.

Le deuxième est le point de vue de choix de langues. Au Québec, aujourd'hui, le français est devenu la langue commune, même à Montréal, où l'anglais était dominant dans les commerces. Maintenant, les immigrants sont obligés à aller à l'école française, la plupart des affichages commerciaux se font en français seulement, même si l'affichage dans une autre langue est permis pourvu que le français y figure de façon nettement prédominante, et les entreprises privées de taille moyenne et grande sont obligées à franciser. J'examinerai les données qui démontrent l'évolution des choix des langues des Québécois, en remarquant la puissance de l'anglais qui est toujours forte dans les commerces ainsi que les

changements de la conscience et l'attitude linguistique des Québécois après l'adoption de la loi 86, qui a modifié la Charte, en 1993.

キーワード：フランス語憲章、アングロフォン、フランコフォン、アロフォン

Mots-clés : Charte de la langue française, anglophone, francophone, allophone

はじめに

「言語には格差がある」（井上、2001、p.16）— 社会言語学のなかの言語政策・言語計画の研究では、伝統的言語学が重んじる言語相対主義の視点と異なり、言語の地位面における社会的格差を念頭に置いて言語現象を分析する。昨今、世界の共通語として英語が勢力を伸ばし、他言語が様々な場面において守備範囲の縮小を余儀なくされている現状に鑑みても、言語間には力関係があることが実感できる。「強い」言語が勝ち、「弱い」言語は衰退する、まさに弱肉強食の状況が見て取れる。

1つの社会に複数の言語（あるいは言語変種）が共存する場合、自然な状況下で優勢言語が劣勢言語に徐々に代わる現象について、Fishman は、「言語シフト」という語を用いて論じた（Fishman, 1965）。言語政策は、多言語社会における言語間の自然な力関係を人為的に変更すること、すなわち言語シフトの食い止めを目的とする。

ケベック州の「フランス語憲章（Charte de la langue française）」は、従来劣勢言語であったフランス語に、優勢言語であった英語よりも優位な地位、すなわち同州の唯一の公用語としての地位を与え、言語シフトの食い止めに成功した好例である。本稿では、2012年に制定から35年を迎えた同憲章によって生じた言語現象および社会的な影響について、2つの観点から社会言語学的な分析を試みる。

まず、言語計画を構成する「地位計画」と「実体計画」の枠組みからフランス語憲章の構造と特徴を分析する。また、言語計画に基づく言語政策の適用範囲が公的部門だけでなく、ケベックのフランス語憲章のように民間部門にも厳格に及ぶ場合、言語紛争に発展するほど社会的影響が大ききという点について、カナダの国家レベルの公用語政策との対比において論じる。

第2は、言語選択の観点である。今日のケベック州は、英語がビジネスにおいて支配的であったモンリオールにおいても、フランス語を共通語とする社会となった。移民はフランス語の義務教育を受けることが義務付けられ、

商業用看板やサインは、フランス語以外の言語の併記も条件付きで可能であるものの、ほとんどがフランス語のみで表示され、中規模以上の民間企業はフランス語化することが義務付けられている。ここでは、こうしたケベック州民の言語選択の推移を具体的なデータを用いて示しつつ、やはり英語の浸透力が様々な領域において抗しがたい点を指摘する。

最後に、フランス語憲章制定以降のケベック州民の言語使用状況および言語運用能力の変化にも注目する。

1. 言語計画論の観点

1.1. 「地位計画」と「実体計画」

Kaplan & Baldauf (1997)は、「言語計画 (language planning)」を「あるコミュニティにおける組織的な言語変化を促すための政府がとる行動」と定義し、その実践として「一連の思想、法律、規則、実践」の総体である「言語政策 (language policy)」が生まれる、としている。言語政策および言語計画の理論化を初めて行なった Kloss (1969)は、言語計画を「地位計画 (status planning)」と「実体計画 (corpus planning)」に識別した。これ以降、多くの言語政策研究者によってこの理論は発展し、一般的に「地位計画」は、言語計画者¹が主体となり、その社会で使用されている言語 (言語変種) に計画的に介入すること、「実体計画」は、「地位計画」によって地位を保障された言語 (言語変種) が社会のなかで十分に機能を果たせるように、言語計画者がその質を改善していくこと、と定義されている (矢頭、2008、p.3)。

Haugen (1983)の言語計画モデル²では、「地位計画」は「選択 (selection)」と「実施 (implementation)」をその内容とする。政治的指導者がまず政治的な言語問題の所在を明らかにし、特定の言語に公的地位を与える。選択された言語に複数の言語変種が存在する場合には、どの言語変種を選択するか、という問題も生じてくる。選択された言語変種がその社会の高位変種 (フォーマルな場面 (domain) において使用される言語変種) としての規範 (norm)、いわゆる「標準語 (standard language)」として社会の構成員に認識されるようになる。

ケベック州は、人口の上ではフランコフォン (francophone : フランス語系住民) が圧倒的多数派であるが、言語法制定前は、英語が経済的・社会的な優勢言語であった。州内最大の商業都市モントリオールで展開される大規模な商業活動はアングロフォン (anglophone : 英語系住民) によって支配さ

れ、多くの場合、その業務言語は英語であった³。また、同州に流入する移民は英語を使って仕事をし、その子供たちの大半は英語系学校に通学することによって英語を習得していた。移民が英語系社会に統合される一方で、フランコフォンが経済活動からますます取り残され、徐々に英語に言語シフトしていく—こうした状況をケベック州政府は看過するわけにはいかなかった。そこで、ケベック州政府は、フランス語、ひいてはフランコフォンの地位を上昇すべく、まず、1969年に「フランス語推進法 (Loi pour promouvoir la langue française)」(63号法)を制定した。しかし、同法は法的拘束力を有していなかったため、当時のケベック自由党 (Parti Libéral du Québec) 政権は、1974年、「公用語に関する法 (Loi sur la langue officielle)」(22号法)の制定によってフランス語を同州唯一の公用語に制定し、移民の英語系学校へのアクセスを制限するなどの措置を実施した。しかし、より法的拘束力が強い言語法が1976年に州政権を掌握したケベック党 (Parti québécois) によって考案され、同政権は、1977年、「フランス語憲章」(101号法)を制定する⁴ことによってフランス語の優位性を再確認し、その法的拘束力をケベック社会の隅々にまで及ばせた。

しかし、どのフランス語を規範として選択するか—つまり、ケベックのフランス語か、フランスのフランス語か—という問題については、これまで一連の議論が続いてきたものの、「専門家の間でも未だ意見の一致を見ていない」(Maurais, 2008, p.8)と指摘されている。少なくとも一般用語の規範については、ケベック州政府は、フランス語憲章制定以降、フランスのフランス語を規範として推進する姿勢から、ケベック独自の規範を模索する姿勢へと変化してきたといえる⁵。また、ケベック州民の言語意識という面では、州内の世論調査の結果、語彙と発音の両方において、ケベックのフランス語に対する好意的な意見が年々増加していることが明らかとなった⁶。これは、ケベックのフランス語が規範としてケベック州民に認識されるようになってきたことを物語る。

他方で、実体計画は、Haugen (1983)の言語計画モデルでは、「コード化 (codification)」と「具体化 (elaboration)」をその主な内容とする。これは言語の規範化 (normalization) あるいは標準化 (standardization) として知られる。通常、言語には複数の言語変種が存在するが、選ばれた言語変種の言語的慣用に、他の言語変種の言語的慣用を統合することを指す。これを確固たるものとして社会に普及するためには、文法、語彙、綴り字の整備や専門用

語の創出を経て、辞書や文法書の編纂が行われる。

Haugen (1983)は、言語計画の第1段階は地位計画から始まるとしていたが、ケベック州の場合、実体計画の方が地位計画に先行していた。ケベック州政府による言語の地位計画が、「フランス語推進法」が制定された1969年に始まったとすれば、実体計画はフランス語局 (Office de la langue française) が同州の文化省 (Ministère des Affaires culturelles) とともに設立された1961年に始まる。ケベックのフランス語の質の改善には、官民の協力による実体計画が試行錯誤を経て施行された。フランス語の質を向上させるという使命を持つフランス語局は、特に語彙の規範化に力を注ぎ、2種類の介入を行なった。1つはケベックのフランコフォンが社会生活で使用する「一般用語」の規範化であり、もう1つは、経済活動において使用される「専門用語」の規範化であった。前者に関しては、一定のケベシスム (québécoïsme : ケベックのフランス語の特徴) を残しつつ、アングリシスム (anglicisme : フランス語に見られる英語的要素) の排除に努めた。「専門用語」の規範化については、1974年、「ケベック州用語バンク (Banque de terminologie du Québec : BTQ)」が設立され、フランス語の新語創出に着手した。フランス語憲章制定後、BTQは再編成されたフランス語局の1部門として存続し、公的機関や民間企業はBTQに蓄積されている用語を利用することとなった (矢頭、2002, 2005)。1997年、BTQは *Le grand dictionnaire terminologique* に名称変更し、現在、科学技術やビジネスをはじめとする多種の分野における300万語以上のフランス語専門用語がフランス語局のウェブサイトから無料で閲覧できる⁷。近年、ケベック州は、他のフランコフォニー諸国に提供できるほどフランス語の専門用語の創出と定着に貢献している。これは Kaplan & Baldauf(1997)が提唱する実体計画の「国際化」にあたる。

1.2. ケベック・フランス語憲章の構造と特徴

綿密な言語計画を経て、1977年に制定されたフランス語憲章は、214もの条項を有し、以下のように構成されていた。

表 1. フランス語憲章（101 号法）の構成（1977 年制定時）

第 1 部〈フランス語の地位〉
第 1 章：ケベックの公用語
第 2 章：基本的言語権
第 3 章：立法と司法の言語
第 4 章：州行政の言語
第 5 章：準公的部門の言語
第 6 章：労使関係の言語
第 7 章：商業とビジネスの言語
第 8 章：教育の言語
第 9 章：その他
第 2 部〈フランス語局とフランス語化〉
第 1 章：解釈
第 2 章：フランス語局
第 3 章：地名委員会
第 4 章：州行政のフランス語化
第 5 章：企業のフランス語化
第 3 部〈フランス語監視委員会〉
第 4 部〈フランス語審議会〉
第 5 部〈違反と罰金〉
第 6 部〈移行的およびその他の規定〉

同憲章制定時には、「フランス語憲章担当大臣（Ministre responsable de la Charte de la langue française）」職が新設され、同憲章の施行に関わる三つの主要な言語機関が設立された。同憲章の施行の監督およびフランス語の用語の規範化と普及を担当する使命を持つ「フランス語局（Office de la langue française）」、ケベック州におけるフランス語をめぐる状況について調査を行い、担当大臣に助言する「フランス語審議会（Conseil de la langue française）」、違反を取り締まり、罰則を適用する「フランス語監視委員会（Commission de la surveillance de la langue française）」である。

表 1 のフランス語憲章の条項の見出しが示すように、制定時のフランス語憲章は、適用範囲が民間部門にも及び、違反には罰金も科すなど法的拘束力も強かったため、ケベック社会に大きな波紋を起こした。特に、教育の言語、

商業とビジネスの言語および企業のフランス語化、サイン表示言語の三分野については、言語論争が巻き起こり、数々の訴訟にも発展した。社会的な影響があまりに大きただけに、ケベック州政府は、フランス語憲章に度重なる改定を施さざるを得なかった⁸。

制定から 35 年を経た現行のフランス語憲章（2012 年 9 月現在）は、制定当時の条項のほとんどが改定され、その多くが削除されている。1993 年にフランス語憲章を大幅に改定した 86 号法（Loi modifiant la Charte de la langue française, Loi 86）⁹は、「フランス語保護委員会（Commission de la protection de la langue française）—— 1983 年に「フランス語監視委員会」が改称を廃止し、特に、教育言語と商業用サイン表示言語について規定を緩和した。これ以後、言語論争が若干鎮静化し、フランス語憲章に対する比較的高い支持率が観察される¹⁰。しかし、民間企業のフランス語化については、86 号法による改定後もフランス語化の規定を緩めていない（矢頭、1996、p.46）。その改定の内容については、ケベック社会の言語状況の変容とともに次章で触れる。

また、2002 年のフランス語憲章改定法（104 号法）により、主要な言語機関が再編成された。「フランス語局」は 1997 年に復活した「フランス語保護委員会」と統合して「ケベック・フランス語局（Office québécois de la langue française : OQLF）」となり、フランス語憲章の施行を監督し、違反を取り締まる使命を併せ持つこととなった。また OQLF は、下部組織として「言語的公用化委員会（Comité de l'officialisation linguistique）」と「言語状況追跡委員会（Comité de suivi de la situation linguistique）」を抱え、前者がフランス語の用語の規範化と普及、後者がケベック州内の言語状況を調査し、5 年毎にフランス語憲章担当大臣に報告する義務を持つ（同憲章（2012）第 165 条）。また「フランス語審議会」は「フランス語高等審議会（Conseil supérieur de la langue française）」と改称し、ケベック州におけるフランス語に関する全ての事象につき担当大臣に助言する使命を持つ（187 条）。

このように、ケベック州では、Haugen (1983)の言語計画モデルでいう「地位計画」の第二段階としてフランス語憲章の「実施」を円滑に行う環境が試行錯誤の末、整備されてきたといえよう。「実施」の過程は、選択およびコード化された言語が社会に受け入れられるための体制作りであり、教育制度をはじめとする諸制度の改革を伴う。また、言語政策の進行状況について「評価 evaluation」がなされることの重要性が指摘されている（矢頭、2008、p.4）

が、フランス語憲章は 2002 年の改定により、この側面を強化していると考えられる。

1.3. 国家レベルの公用語政策との比較

ケベック州のフランス語憲章は、国家レベルの公用二言語主義（Official bilingualism）に基づく公用語政策と並んで、カナダの二大言語政策として知られるが、前者はケベック社会を揺るがす言語論争を巻き起こしたのに対し、後者はほとんど話題になることもないほど国民に関心を持たれていない。これは、言語政策の適用範囲、非公用語母語¹¹話者となった人々の社会における比率、非公用語母語話者の公用語習得率、さらに、言語法制定前、非公用語母語話者の言語が優勢言語だったか、劣勢言語だったか、という点に関係する。

1969 年に制定されたカナダの公用語法（Official Languages Act）によって英語とフランス語の 2 言語が国家レベルの公用語と宣言された。同法の適用範囲は基本的に公的部門（立法、司法、行政）および公共性の高い民間企業（航空会社、鉄道会社など）に限定される。両公用語の使用を求められるのは、特定の地区に勤務する連邦公務員と上記企業の一部の職員のみである。一般国民は、英語とフランス語のバイリンガルになることを要求されていない。それゆえ、英語とフランス語ができるバイリンガルなカナダ人は総人口の約 17% を占めるにすぎない（矢頭、2010, p.111）。カナダの英語圏では英語のみ、フランス語圏ケベック州ではフランス語のみで社会生活を送ることができる。他方で、ケベック州のフランス語憲章は前節でみたように公的部門だけでなく、民間部門の商業活動にまで及ぶため、フランス語ができないケベック州民は社会生活において不自由な思いをすることとなる。例えば、商店の経営者は、フランス語憲章制定当時、店の英語の看板や掲示物をフランス語のみの表示に変えなければならず、フランス語ができないアングロフォンが大企業に勤務する場合、フランス語の習得を義務付けられる。

言語法の制定によって、非公用語母語話者となった人々が極めて少数派である場合、また、その母語がもともと劣勢言語である場合、社会的影響は少ない。国家レベルの公用語法の制定により、非公用語母語話者（英語とフランス語を母語としない人）となったのは総人口の 13% であったが、そのほとんどが公用語のどちらかを運用することができた。どちらもできない比率は 1.5% のみであり、彼らの母語は英語とフランス語以外の言語、つまりカ

ナダでは少数派の劣勢言語であった（データ：Marmen & Corbeil, 1999, 巻末表）。

他方で、ケベック州の場合、非公用語母語話者（この場合、フランス語を母語としない人）となったのはケベック州民の約 19% であったが、その約 3 分の 2 がアングロフォンであり（州民の約 13%）、そのほとんどはフランス語ができなかった。フランス語ができないアングロフォンは少数派とはいえ、州民の 10.5% という比率は無視できないものであり、彼らの母語である英語は紛れもなくモンリオール経済界における優勢言語であった（データ：Marmen & Corbeil, 1999, 巻末表）。アングロフォンはケベック州では数のうえでは少数派であったが、大手金融業、大規模商業施設、重工業などの主要企業の多くを経営し、モンリオールの経済的發展に貢献した。モンリオールは商業的には「英語都市」であった。フランス語憲章が公的部門だけでなく、英語が支配的であった「商業とビジネス」の分野にも適用されたことによって既得権を奪われることになったアングロフォンの多くは、激怒し、狼狽し、抗議デモを起こす者たちもいれば、訴訟を起こす者もいた。州外に逃れる者もいた。同憲章が制定されてからの 5 年間で約 30 万人のアングロフォンがケベック州から「大量流出」したといわれている（矢頭、2009, p.164）。

フランス語憲章の制定は、ケベック社会におけるフランス語から英語への緩やかな言語シフトに歯止めをかけ、今度は逆方向の言語シフトを急激に押し進めた。現在に至るまでのケベック社会の変容について次章でデータを用いて分析する。

2. 言語選択の観点

「言語選択が、多くの個人と多くの選択パターンを通して蓄積されていくと、言語の維持又は言語シフトに繋がる」と指摘されている（Fishman, 1965, p.71）。フランス語憲章は、主に 3 つの分野においてケベック州民一特にアングロフォンとアロフォン（allophone：英語・フランス語以外を日常語とする人々）一の言語選択のパターンを変え、言語シフトの方向を劇的に逆行させた。教育言語、サイン表示言語、仕事言語の分野である。

2.1. 教育言語

フランス語憲章第 72 条は、原則として「(公立の) 幼稚園、小学校、中等

学校における教育はフランス語で行われる」と規定している。制定当時のフランス語憲章は、例外を規定する第 73 条で、英語による教育を受けることを許可されるのは、(a)「ケベック州において英語による初等教育を受けた父または母の子」、(b)「1977 年 8 月 26 日（フランス語憲章制定時）にケベック州に住所を有し、かつケベック州外で英語による初等教育を受けた父または母の子」、(c)「1977 年 8 月 26 日の前年、幼稚園、小学校、中等学校において合法的に英語で教育を受けた子」、(d)「(c)で規定された子の弟または妹」と規定していた。上記(a)は、例えば次のような状況を生み出すことになった。フランス語憲章施行後にトロントなどの英語圏の都市からケベック州に移住したアングロフォン・カナダ人は、その子供をフランス語系の学校に通学させなければならない、といった状況である。これは「ケベック条項」として知られ、各州における公用語少数派（ケベック州におけるアングロフォン、ケベック州外のフランコフォン）の教育言語選択権の自由を保障する 1982 年カナダ憲法のいわゆる「カナダ条項」に抵触するため、カナダ連邦政府とケベック州政府は、この点をめぐって激しく対立した（矢頭、1997、p.14）。

1993 年の 86 号法によって、教育言語に関しては「カナダ条項」を容認する方向でフランス語憲章が改定された。これにより、英語による教育を受けることを許可されるのは、1)「父母のどちらかがカナダ人で、カナダ国内で英語による初等教育のほとんどを受けた者の子」および 2)「父母のどちらかがカナダ人で、英語による初等・中等教育のほとんどをカナダ国内で受けた子、および、その兄弟姉妹」とフランス語憲章第 73 条が改定され、カナダの英語圏からケベック州に移住したアングロフォンの子供も、英語系の学校に通学できるようになった。

しかし、86 号法による改定を経ても、アロフォンに対する規定は基本的に変わっていない。つまり、外国からの移民がケベック州に定住し、公立学校を希望する場合、現在でもフランス語による初等・中等教育の学校に通学することが義務付けられる。図 1 が示すように、アロフォンの大半は、フランス語憲章制定前、英語系の学校に通学していたが、同憲章制定後、急激に状況が変わり、現在ではその 80 %以上がフランス語系の学校に通学している。また、アングロフォンも、同憲章制定前に比べてフランス語系の学校に通学する比率が上昇し、現在ではその約 25 %がフランス語系の学校に通学している点が観察される。

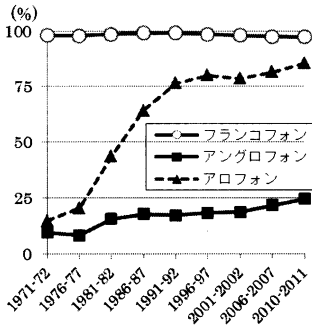


図 1. 初等・中等教育におけるフランス語学校登録率 (言語集団別)

Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Gouvernement du Québec (2012) より作成

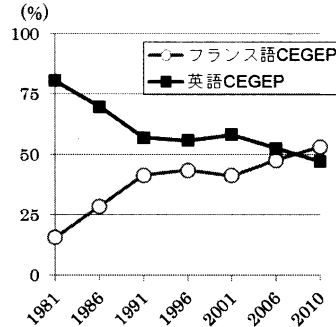


図 2. アロフォンの CEGEP 登録率 (CEGEP の言語別)

Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, Gouvernement du Québec (2012) より作成

しかし、フランス語憲章の適用が及ばない高等教育においてアロフォンは最近まで英語を選択する傾向があったことに注目したい。図 2 は CEGEP (Collège d'enseignement général et professionnel, 大学準備教育としての 2 年制の教養教育、または 3 年制の専門課程) へのアロフォンの登録率をフランス語系 CEGEP と英語系 CEGEP 別に示したものである。これによれば、アロフォンの英語系 CEGEP への登録率は、フランス語憲章制定後、徐々に低下しているものの、同憲章の制定から 30 年を経た 2007 年まで英語系 CEGEP への登録率の方が高かった、ということがわかる。ここ数年、フランス語系 CEGEP への登録率の方が高くなっているが、フランス語の地位上昇がフランス語憲章によって強力に推進されている状況に鑑みれば、英語の求心力はやはり強いといえよう。

2.2. 商業用サイン表示言語

制定当時のフランス語憲章は、第 58 条で「公共掲示物および商業用広告は公用語のみで表示されなければならない」と規定していた。つまり、フランス語のみが許可されていた。しかし、1993 年の 86 号法により、「公共掲示物および商業用広告は公用語で表示されなければならない。但し、フランス語表記が明瞭に顕著である¹²限り、フランス語と他の言語の両方で表示されてもよい。」と改定された。この改定により、それまで白熱していたサ

イン表示論争が一先ず収まったといえる。

条件付きのバイリンガル表示が許可されている現在、モンリオールの街を見渡せば、ほとんどの商業用看板がフランス語のみで表示されている。バイリンガル表示が許可されるようになったとはいえ、1993年に出されたフランス語憲章の細則である「商業とビジネスに関する規則 (Règlements sur la langue du commerce et des affaires)」は、「16平方メートル以上の面積をもち、高速道路から見える巨大掲示板、看板、ポスターに表示される企業の広告(第15条)」および「公共交通機関のなかの企業の広告(第16条)」についてはフランス語のみの一言語表示を義務付けている(写真1)。他方で、例外措置として、同細則の第25条は、「ケベック州以外で設立された企業の名称」および「(フランス語版が登録されていない)承認されたトレードマーク」は、フランス語以外の言語での一言語表示を商業用サインに認める、と規定している。このため、大手飲食チェーンのマクドナルド(McDonald's)などアメリカに本社がある企業が社名を英語のみ(名詞の所有格を表すアポストロフィsは英語表記)で表示している状況がみられる(写真2)。



写真1：

〈地下鉄の駅の構内の広告はフランス語のみで表示〉



写真2：

〈マクドナルド」の看板は英語のみで表示〉

2010年、OQLFは、モンリオール島における商業用サインや掲示の状況について調査した。調査対象となったのは3,525店舗であった。調査された項目は、社名、ビジネスの内容についての表記、商品やサービスの説明、イ

ベントの情報など、店の看板およびショーウィンドウに見られるすべての表記であった。この調査では、これらの店舗が上記のすべての項目でフランス語憲章の規定を遵守しているか、という点を調べた。フランス語以外の言語による表記がフランス語の表記よりも顕著である、あるいはフランス語と同じ目立ち方である、といった状況が、上記項目に1つでもあれば、フランス語憲章を遵守していない、と判断される。

その結果、モンリオール島全体では、72%の店舗がすべての項目においてフランス語憲章を遵守していたことがわかった。このフランス語憲章遵守率をモンリオール島内の地区別にみれば、フランコフォンが多い東が85%と高く、アングロフォンが多い西が63%、モンリオール中心部が69%と低かった。また、同じ調査で、店の看板あるいはショーウィンドウに何らかの英語表記があったか、という点も調査された。その結果、調査された店舗の41%が何らかの英語表記（商品やサービスの説明や情報など）をしていた。特に、アングロフォンが多く居住する西およびモンリオール中心部では、過半数の店舗が英語で何らかの表記をしていた（OQLF, 2012a, p.36）。

フランス語憲章制定前、モンリオールの主要商業施設の看板や掲示物は英語で表示されていたが、それらがフランス語で表示されている現在のモンリオールの言語景観は、フランス語憲章がケベック社会の言語シフトを逆行させた事実を物語る。しかし、OQLFの調査で明らかにされたように、目立たない部分に英語による情報伝達が散見される。強硬にフランス語の地位を上昇させたフランス語憲章を以ってしても、モンリオールの商業的言語景観において、英語の存在が依然として根強いことも見てとれる。

2.3. 仕事言語：企業のフランス語化

フランス語憲章の最大の特徴は、民間企業の徹底したフランス語化に力を注いでいる点である。制定当時のフランス語憲章は、第136条で、「50人以上の社員数を有する民間企業は、“オフィス”（フランス語局）が発行するフランス語化証明書（certificat de francisation）を取得しなければならない」と規定した。「フランス語化証明書」については、第138条で「当該企業が“オフィス”によって承認されたフランス語化プログラム¹³を適用している、あるいは、当該企業内でフランス語がフランス語化プログラムの目指す地位を既に享受していることを証明する」ものであると解釈している。さらに、

第 141 条では、「フランス語化プログラムは民間企業におけるすべてのレベルにおいてフランス語の使用を定着させることを目的とし、それは以下を意味する」と明記している：

- (a) 管理職、専門職をはじめ、すべてのスタッフが公用語の知識を有すること。
- (b) 役員を含め、当該企業のすべてのレベルにおいて、フランス語の使用を定着させるため、フランス語の十分な能力を有する社員を増加させること。
- (c) 仕事言語および企業内コミュニケーションの言語としてのフランス語の使用。
- (d) 特にマニュアルやカタログなど、企業の実務的な書類におけるフランス語の使用。
- (e) 顧客、取引先、一般大衆とのコミュニケーションにおけるフランス語の使用。
- (f) フランス語の用語の使用。
- (g) 広告におけるフランス語の使用。
- (h) 雇用、昇進、異動における適切な政策。

なお、1993 年の 86 号法では、上記に「情報テクノロジーにおけるフランス語の使用」という時代を反映した項目が追加された。

大規模な民間企業に対しては、特に厳しいフランス語化の措置が規定された。第 146 条で、「100 人以上の社員数を有する民間企業は、少なくとも 6 人（の社員）で構成されるフランス語化委員会を設置しなければならない」と規定した。そして、この「フランス語化委員会」は「企業内の言語状況を調査し」（第 149 条）、「フランス語化プログラムを考案するとともにその適用を監督する使命を持つ」（第 150 条）と記されている。

1993 年の 86 号法によって全面的に改定された第 2 部第 5 章「企業のフランス語化」を読むと、その規則が強化されたことがわかる。企業がフランス語化証明書を取得した後、フランス語化を続けない状況が懸念され、フランス語の使用が定着し続けることが企業に求められるようになった（矢頭、1996、p.46）。改定後、第 146 条は「フランス語化証明書を取得済みの企業は、企業内のすべてのレベルにおいてフランス語の使用が定着し続けることを保障する義務を持つ」とし、「企業内のフランス語の使用の変化についての報告書を 3 年毎に“オフィス”に提出しなければならない」と新しく規定してい

る。そして第 147 条において、企業がその義務を怠った場合、フランス語化証明書が剥奪される可能性があることが明記されている。

企業に対するこのような厳しいフランス語化政策が展開されるなか、50 名以上の社員数を有する民間企業のフランス語化証明書の取得率が過去 10 年間、80 %前後の高数字で推移している (OQLF, 2012b, p.65)¹⁴。OQLF が言語政策の手綱を緩めず、企業側もフランス語化に協力していると考えられる。

先に見た教育言語とサイン表示言語に関する規則が緩和される方向に改定されたのに対し、なぜ企業のフランス語化については規則が強化されたのであろうか。第 1 の理由として、経済界の主要ビジネスのフランス語化がケベック社会全体のフランス語化を牽引するとケベック州の言語計画者たちが考えた結果である¹⁵、という点が挙げられる。第 2 に、企業のフランス語化については違反がわかりにくい、という点が考えられる。違反があれば、サイン表示言語については一見するだけで、教育言語については学校の登録者名簿を調べることによってそれがわかる。しかし、民間企業は、ケベック州外との接触を持つ企業が多く、様々な要因によって英語の影響力に晒されるため、フランス語が押しのけられやすい環境にあり、違反を把握するには、企業内を調査するしかない。企業がフランス語化証明書を取得した後も OQLF が企業の言語状況について目を光らせるのは、こうした理由に基づくと考えられる。また、企業の仕事言語を言語政策の中心的なターゲットとすることは、言語政策の受容者たちが政策の内容を受け入れるための最大のインセンティブとなるといえよう。

3. ケベック州民の言語運用能力と家庭言語使用の変化

フランス語憲章制定後の 35 年間で、言語政策の受容者たちであるケベック州民の言語使用および言語運用能力に大きな変化が見られた。前者に関しては、2002 年のフランス語憲章の改定により、第 160 条において OQLF は「ケベックにおける言語状況の変化を監視し、大臣に 5 年毎に、その状況について、とりわけフランス語の使用と地位および言語集団別の言語態度に関し、報告する義務を持つ」こととなった。これに基づき発行されている一連の報告書¹⁶は、ケベック社会においてフランス語が商業をはじめとする多様な領域において共通語となっている様子を報告している (OQLF, 2012a)。

フランス語憲章制定前、ケベック州内の少数派であるアングロフォンはフ

ランス語能力に乏しい人が多く、英語・フランス語以外を母語とする移民（アロフォン）は英語を習得するのが一般的であった。しかし、フランス語憲章制定後に学校教育を受けたアングロフォンとアロフォンは、フランス語がケベック社会の共通語であることを当然視し、フランス語を積極的に学ぶ姿勢をみせている。その結果、図3が示すように、アングロフォンは飛躍的に英仏バイリンガルになり、2006年の国勢調査では68.9%という高バイリンガル率に達した。また、アロフォンは、フランス語系の学校に通学することを義務付けられるので、フランス語は当然できるようになるが、図3は、彼らが英語も習得し、その約半分が英仏バイリンガルになっていることを示している。さらに、フランコフォンのバイリンガル率も、フランス語憲章制定後、徐々に上昇している状況がわかる。

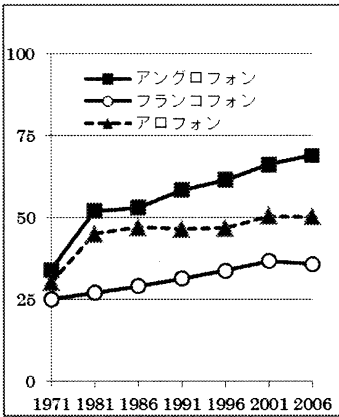


図3. ケベック州民のフランス語と英語のバイリンガル率

Statistics Canada, Census 1996, 2001, 2006 より作成

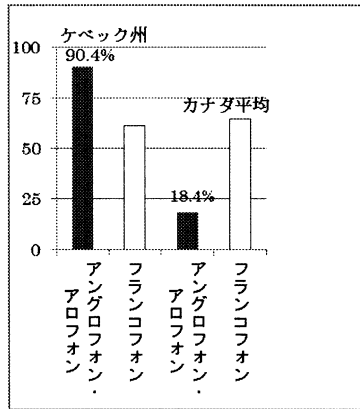


図4. 21歳のカナダ人のフランス語と英語のバイリンガル率

Statistique Canada, *Enquête auprès des jeunes en transition*, 2006 より作成

また、図4は、21歳の若年層を対象とした英仏バイリンガル率を示したものであるが、ケベック州のアングロフォンとアロフォンは、その90.4%が英仏バイリンガルである、という驚異的な事実を明らかにしている。

上記のケベック州民のバイリンガル化、および、アロフォンの増加に伴い、ケベック社会では、家庭内で複数言語が使用される現象が観察されることにも注目したい。表2は、家庭で英語とフランス語以外の言語を話すアロフォ

ン人口が1990年代より増加し、現在では州民の8%以上を占めることを示す。表2は「最も家庭で話される言語」のみ集計しているが、実際には、複数の言語が家庭内で話される場合もあり、表3が示すようにアロフォンが集中するモンリオールではその傾向が強い。

表2. ケベック州における家庭言語 * 人口の推移

年	フランス語	英語	その他の言語
1971	80.8%	14.7%	4.5%
1981	82.5%	12.7%	4.9%
1991	83.0%	11.2%	5.8%
1996	82.8%	10.8%	6.4%
2001	83.1%	10.5%	6.5%
2006	81.8%	10.6%	7.6%
2011	81.2%	10.7%	8.1%

*「家庭言語」=この表では「家庭で最もよく話される言語」と定義される。
Statistics Canada (2012), p.14 および Marmen & Corbeil (1999), Tableaux en annexe より作成

表3. モントリオールにおける家庭言語人口の推移（複数回答含む）

年	フランス語のみ	英語のみ	その他の言語のみ	フランス語とその他の言語	英語とその他の言語	英語とフランス語	その他の組み合わせ
2001	62.4%	11.1%	6.3%	5.2%	4.4%	8.8%	1.9%
2006	59.8%	10.8%	7.0%	6.7%	4.6%	9.1%	1.9%
2011	56.5%	9.9%	7.0%	8.7%	5.2%	9.5%	3.1%

Statistics Canada (2012), p.18 より作成

表3は、モンリオールでは、フランス語のみあるいは英語のみを家庭内で話す比率が低下傾向にあり、2011年には約3分の1も家庭が複数言語あるいはその他の言語のみを家庭内で話していることを示す。この表で顕著なのは、「フランス語とその他の言語」が過去10年間で大きく増加し、2011年には8.7%となっている、という点である。この調査結果は、同じ国勢調査のなかのアロフォンに関する詳細な調査項目の結果¹⁷と合わせ、最近では、英語を話すアロフォン家庭よりフランス語を話すアロフォン家庭の方が増えてきたことを明らかにしている。しかし、「フランス語のみ」の低下率が大きく、「フランス語とその他の言語」の上昇率ほどではないが「英語とその他の言語」も上昇していることの意味も考えたい。

4. 結論

制定から 35 年を経たフランス語憲章は、試行錯誤の末、フランス語から英語への社会の言語シフトをせき止める、という目的を概ね達成し、言語政策として安定期に入ったとみることができる。フランス語憲章制定後に教育を受けた若い世代のケベック州民は、「フランス語憲章の申し子たち」と呼ばれ、それ以前の時代に教育を受けたケベック州民とは言語意識を異にする。フランス語を当たり前のように習得する現在の若いアングロフォンたちは、フランス語がケベック社会の共通語であることを自然と認識し、「真のマイノリティ」になったといえよう。他方で、フランコフォンたちは、フランス語憲章によってフランス語が守られているという安心感に包まれ、英語を余裕で使う態度を身につけている。

本稿では、フランス語憲章によってフランス語使用がケベック社会の様々な領域において定着したが、州民の言語選択と州内の言語状況をよく観察すれば、やはり英語の力は強いことを示唆した。フランス語憲章の適用範囲から外れている高等教育ではアロフォンによって英語が選択される傾向がこれまで見られ、バイリンガル・サイン表示が合法化した現在、英語のサイン表示は目立たないが、少ないともいえない。他方で、企業のフランス語化は、よほど監視の目を厳しくしなければ、英語の浸透力に勝てない。

また、本稿では触れなかったが、言語接触の観点からも、ケベック社会において英語が強いことが検証されている。優勢言語と劣勢言語が共存する場合、後者の構造に対する前者の影響がみられる。ケベックでは、憲章制定前の自然な言語環境では、フランス語に英語からの借用や干渉、いわゆる「アングリシズム」がみられたが、憲章制定後、この排除が行われてきた。同憲章によってフランス語が優位となった現在、フランス語の英語への影響は見られるのか、という点について検証した調査¹⁸によれば、ケベックのフランス語がかつて受けた構造的変化は、ケベックの英語にみられない、という(矢頭、2008, p.43)。

最後に、表 2 に目を戻し、英語とフランス語の家庭言語の推移に着目すれば、英語の家庭言語人口の比率はフランス語憲章制定直後、急減したが、2001 年以降、微増していることがわかる。他方で、フランス語の家庭言語人口の比率は、憲章制定直後、増加したものの、2001 年以降、微減している。このように、フランス語憲章によってフランス語に絶対的な優位性を与えて、かろうじてフランス語を維持できる状況が観察される。フランス語憲

章の規定を緩めれば、ケベック社会に英語が浸透してくることをケベックの言語計画者たちは承知している。ますます進むグローバル化とケベック社会の多言語多文化化の現実を反映し、今後もフランス語憲章の改定が行われていくと思われるが、北米の言語的少数派の果敢な言語政策は世界の注目を浴び続けるであろう。

(やず のりえ 神田外語大学准教授)

注

- 1 言語計画者 (language planners) とは言語計画の主体であるが、ここでは「政府など法的拘束力を行使できる公的機関」を指す。しかし、言語計画者には、他にも、教育機関、準政府機関 (英国のブリティッシュ・カウンシルやフランスのアカデミー・フランセーズなど)、宗教組織、多国籍企業、個人も含まれる、という見方もある (Kaplan & Baldauf, 1997, pp.4-14)。
- 2 Haugen (1983)の「言語計画」モデルに Kaplan & Baldauf (1997)の視点を加筆した表は、矢頭 (2008, p.4) に掲載されている。
- 3 言語法制定前のモントリオールの経済がアングロフォンに掌握されていた状況については矢頭 (2009, pp.164-168) を参照。
- 4 フランス語憲章の成立過程についての政治学的分析は荒木 (2011) を参照。
- 5 ケベックのフランス語の規範の模索についての詳しい議論については、矢頭 (2002, 2005) を参照。
- 6 ケベック・フランス語局 (Office québécois de la langue française) が 2004 年に行った「ケベック州民の言語意識」についての世論調査 (調査対象: 2,200 人) のなかで、例えば次のような調査結果が出された。「フランス人のような発音で話したいですか」という質問に対し、「はい」と回答したのは 1971 年には 31 %であったのに対し、2004 年には 12 %に低下した (Maurais, 2008, p.8)。また、「フランス人と同じ語彙を使って話したいですか」との問いに「はい」と回答したのは、1971 年には 45%であったが、2004 年には 32%となった (Ibid., p.99)。さらに、2004 年、「美しいと思う発音はどちらですか。」との問いに「ケベックの発音」と回答したのは 68.5%、「フランスの発音」と回答したのは 31.5%であった (Ibid., p.44)。
- 7 *Le grand dictionnaire terminologique* の URL は <http://gdt.oqlf.gouv.qc.ca/>。
- 8 1990 年代半ばまでのフランス語憲章に対する改定及び関連判決の内容を表にしたものが矢頭 (1997) の p.3 に掲載されている。

- 9 1988年12月15日、商業用サイン表示をフランス語のみと定めたフランス語憲章(101号法)にカナダ最高裁が違憲判決を出したのに対し、ブラサ(Robert Bourassa, ケベック自由党)率いるケベック州政府は、3日後、同憲法の「権利と自由の章典」の第33条「適用除外条項」を発動し、屋外商業用サイン表示をフランス語のみとする178号法を制定した。「適用除外条項」による立法は5年の時限を有するため、1993年、ケベック州政府は86号を制定し、大幅にフランス語憲章を修正することにより、カナダ最高裁の判決に歩み寄った。「適用除外条項」については佐藤(2008) p.103を参照。
- 10 1996年9月の世論調査では、ケベック州民の84%が「86号法によるフランス語憲章の維持を望んでいる」という結果が出た(*Le Devoir*, le 3 septembre, 1996)。また、2007年8月の世論調査では、フランコフォンの約80%、アングロフォンとアロフォンの約56%が、フランス語憲章がケベック社会に肯定的な影響を与えた」と回答した(*La Presse*, le 23 août, 2007)。
- 11 「母語 mother tongue / langue maternelle」は、カナダ統計局によって「幼少期に家で最初に習得し現在でも理解できる言語」と定義される(矢頭, 2008, p.48)。
- 12 1993年に出された「フランス語憲章適用のための「明瞭に顕著である」という表現を定義する規則(Règlement précisant la portée de l'expression « de façon nettement prédominante » pour l'application de la Charte de la langue française)」は、「フランス語と他の言語が一つのサインあるいはポスターに表記される場合、フランス語の占有面積が他の言語の占有面積の少なくとも2倍でなければならない」といった規定を打ち出している。
- 13 フランス語化プログラムの具体的な内容としては、フランス語ができないアングロフォン社員のフランス語教育や企業内の文書のフランス語への翻訳などが挙げられる(矢頭, 1996, p.41)。
- 14 2011年、フランス語化の対象となった企業は5,981社あり、フランス語化取得率は84.7%であった。また、言語状況を調査中の企業は8.2%、フランス語化プログラムを実施中の企業は6.8%であった(OQLF, 2012b)。
- 15 1993年に行われた世論調査では、「日常生活においてフランス語使用の定着を促す最大の要因は何か」という質問に、ケベック州民の約35%が「仕事言語(企業)のフランス語化」、約18%が「サービス業における対応の言語のフランス語化」、約17%が「移民の教育言語のフランス語化」、約6%が「サイン表示言語のフランス語化」と答えた(CROP, 1993, p.6)。言語集団別の回答については矢頭(1996)のp.45を参照。
- 16 ケベック社会の言語状況についての継続調査に関する報告書は、OQLFのウェブサイトで開催されている。

(<http://www.oqlf.gouv.qc.ca/ressources/sociolinguistique/index.html>)

- 17 普段、家庭で英語をアロフォンは、34%（2001年）、31.6%（2006年）、29.9%（2011年）と低下する一方で、家庭でフランス語を話すアロフォンは、34.5%、38.7%、40%と上昇した。また、普段、家庭で英語とフランス語の両方を話すアロフォンは、4.6%、3.8%、5.4%と推移している（Statistics Canada, 2012, p.17）。
- 18 Poplack を研究代表者とするオタワ大学の社会言語学の調査グループが、181名のカナダ人英語母語話者の録音調査を行った研究（Poplack et al. 2006）。

参考文献

- 荒木隆人（2011）「ケベック言語法を巡る政治闘争—集団の権利と個人の権利の相克」『ケベック研究』第3号、43-63頁。
- Conseil supérieur de la langue française (2012) *Importance et Priorité de la langue française*.
- CROP (1993) *Les Québécois et la question linguistique – et plus particulièrement la langue de l’affichage commercial*, CROP Inc.
- Daoust, Denise (1997) “Language Planning and Language Reform” in Coulmas, Florian (ed.) *The Handbook of Sociolinguistics*, Blackwell.
- Fishman, Joshua A. (1965). “Who speaks what language to whom and when?” In *La Linguistique 2*.
- Gouvernement du Québec (1986) *Charter of the French Language*, Editeur officiel du Québec.
- _____. (1993) *Loi modifiant la Charte de la langue française*, Editeur officiel du Québec.
- _____. (1996) *Charte de la langue française*, Editeur officiel du Québec.
- _____. (2012) *Charte de la langue française*, Editeur officiel du Québec.
- _____. (2012) *Règlements sur la langue du commerce et des affaires*, Editeur officiel du Québec.
- _____. (2012) *Règlement précisant la portée de l’expression « de façon nettement prédominante » pour l’application de la Charte de la langue française*
- Haugen, Einar (1983). “The implementation of corpus planning: theory and practice” In Cobarrubias, J.& Fishman, J. A.(eds) (1983).
- 井上史雄（2001）『日本語は生き残れるか—経済言語学の視点から』PHP 研究所。
- Kaplan, R.B. & Baldauf, R.B. (1997). *Language Planning: from practice to theory*, Clevedon: Multilingual Matters.

- Kloss, Heinz (1969) *Research Possibilities on Group Bilingualism: A Report*, Quebec, International Center for Research on Bilingualism.
- Marmen, Louise & Corbeil, Jean-Pierre (1999) *Les Langues au Canada : Recensement de 1996*, Patrimoine canadien/Statistique Canada.
- Maurais, Jacques (2008) *Les Québécois et la Norme : l'Évaluation par les Québécois de leurs Usages linguistiques*, Office québécois de la langue française.
- Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport (2012) *Indicateurs linguistiques dans le secteur de l'éducation*, Gouvernement du Québec.
- Office québécois de la langue française (2012a) *Langue d'accueil, de service et d'affichage dans les commerces et langues utilisées dans les activités sur Internet*.
 _____ (2012b) *Rapport annuel de gestion 2010-2011*.
- Poplack, S., Walker, J.A., Malcomson, R (2006) "An English "like no other"?: Language Contact and Change in Quebec," in *Canadian Journal of Linguistics* no. 51 (2/3).
- 佐藤信行 (2008) 「1982 年憲法(1982 年)」『史料が語るカナダ』日本カナダ学会編、有斐閣、102-103 頁。
- Statistics Canada (2009) *Census 1996, 2001, 2006*, Government of Canada.
 _____ (2012) *Linguistic Characteristics of Canadians-Language, Census of Population*, Government of Canada.
- Statistique Canada (2006) *Enquête auprès des jeunes en transition*, Gouvernement du Canada.
- 矢頭典枝 (1996) 「ケベックの言語計画：仏語憲章と労働の言語」『つくばカナダ・セミナー報告集』つくばカナダ・セミナー実行委員会、38-52 頁。
 _____ (1997) 「アングロフォンと仏語憲章—言語的少数派を取り巻く言語環境」『カナダ研究年報』第 17 号、日本カナダ学会、1-17 頁。
 _____ (2002) 「ケベック仏語の実体計画—語彙の規範化を中心として—」『ふらんばー』28 号、東京外国語大学フランス語研究室論集、59-77 頁。
 _____ (2005) 「ケベック・フランス語の特殊性と規範化」東京外国語大学グループ《セメイオン》、『フランス語を探る—フランス語学の諸問題』三修社、338-349 頁。
 _____ (2008) 『カナダの公用語政策』リーベル出版。
 _____ (2009) 「フランス語憲章」「アングロフォン」『ケベックを知るための 54 章』明石書店、154-170 頁。
 _____ (2010) 「カナダの公用語政策—英語とフランス語のバイリンガル国家運営」『現代カナダを知るための 57 章』明石書店、111-117 頁。